

令和4年度宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会

日時：令和5年2月8日（水）

午後2時から午後4時まで

会場：防災庁舎2階 共用会議室2-1

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 委員の退任及び就任について（新委員の紹介） …資料1

(2) 制度の現状及び令和4年度の取組について …資料2

4 審議事項

(1) 県要領の一部改正案について …資料3

(2) 令和5年度の取組案について …資料4

5 その他

任期満了に伴う委員改選について …資料5

6 閉会

宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿

(任期：令和5年3月31日まで)

区 分	氏 名	役職名等	推進委員会 出欠
有識者 (2)	安原 青兒	九州保健福祉大学非常勤講師	出席
	柏田 高宏	宮崎県社会福祉士会会員	出席
福祉サービス提供者 (4)	日高 啓之	宮崎県老人福祉サービス協議会 理事	出席
	原井 貴史	宮崎県障害者支援施設協議会 副会長	出席
	児玉 由美	宮崎県保育連盟連合会 副理事長	出席
	谷山 伸介	宮崎県児童福祉施設協議会 副会長	出席
福祉サービス利用者 等 (1)	土屋 良子	宮崎県手をつなぐ育成会 副会長	出席
行政等 (1)	児玉 浩明	宮崎県福祉保健部次長	出席

資料 1

委員の退任及び
就任について

河野委員及び黒木委員の退任並びに 日高委員及び原井委員の就任について

宮崎県老人福祉サービス協議会理事であった河野良典委員より、今年度、当該理事を退任したことに伴って委員を退任したい旨の連絡があり、後任の理事である日高啓之氏を後任の委員とする推薦書が事務局に提出された。

また、宮崎県障害者支援施設協議会副会長であった黒木邦人委員についても同様に、今年度、当該副会長を退任したことに伴い、後任の副会長である原井貴史氏を後任の委員とする推薦書が事務局に提出された。

これにより、事務局では日高啓之氏及び原井貴史氏に委員の委嘱（任期は前任者と同じ令和5年3月31日まで）を行い、今回の委員会から御出席いただいたので、報告する。

新委員	旧委員	役職名等
日高 啓之	河野 良典	宮崎県老人福祉サービス協議会 理事
原井 貴史	黒木 邦人	宮崎県障害者支援施設協議会 副会長

資料 2

制度の現状及び 令和4年度の取組 について

福祉サービス第三者事業について

(1) 制度上の位置づけ

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法に定められている福祉サービスを対象に、任意の制度として、平成16年度より実施。

- ※ 社会的養護関係施設では、サービスの特性から、3年に1回の受審が義務づけられている。
- ※ 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護）については、介護サービス外部評価制度の受審が義務づけられており、それを受審することで、福祉サービス第三者評価を受けたものと見なされる。

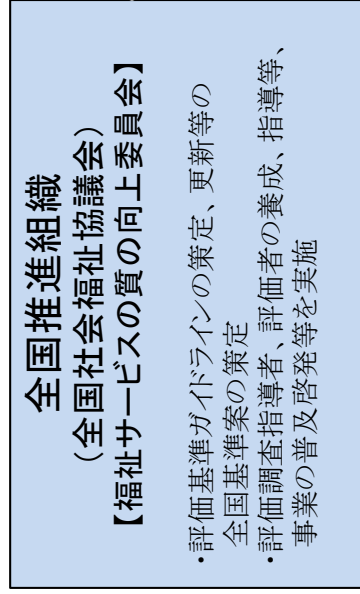
(2) 評価機関認証件数等（全国推進組織（全国社会福祉協議会）調べ、令和2年度末時点）

○ 評価機関認証件数	404件
○ 評価調査者養成数（研修終了者）	346名
○ 評価調査者数（研修終了者）	15,097名

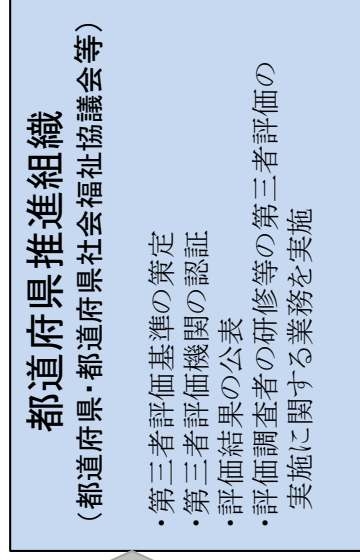
(3) 評価結果の活用状況

- 受審施設・事業所における第三者評価結果の活用は、自主性に委ねられている。
- 第三者評価結果は、通知上、受審施設・事業所に基つき評価機関が公表、さらに都道府県推進組織へ報告することとされている。
報告を受けた都道府県推進組織は、評価結果を公表することとされている。また、地域住民等への評価結果の周知等に努めることとされている。
- 第三者評価結果の公表内容は、特に評価の高い点や改善点を示した総評及び各評価項目についての3段階評価結果とその判定理由が標準であるが、各都道府県によりその内容は異なっている。
- 受審施設・事業所自らが評価結果を公表することについては任意となっている。
- 第三者評価を受審し、結果を公表している施設・事業所は措置費等の弾力運用や、監査の頻度緩和の要件とすることができる。

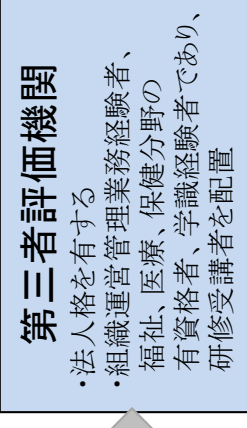
第三者評価制度の仕組み



連携



認証・基準の策定
・研修の実施



評価

受審

福祉サービス事業者

結果の公表

情報の利用

サービス利用者

第三者評価事業の経緯

年月	取組内容
平成10年11月	社会・援護局長の私的懇談会「福祉サービスの質に関する検討会」を設置
平成13年3月	同検討会が「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」をまとめる
平成13年5月	「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について（指針）」通知発出
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13. 7 平成13年度版障害者・児童設のサービス共通評価基準について（通知） ・ 14. 4 児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について（通知） ・ 15. 5 児童福祉施設（児童自立支援施設・情緒障害時短期治療施設）における福祉サービスの第三者評価事業の指針について（通知）
平成15年度	全社協に「第三者評価基準及び評価機関のあり方に関する研究会」を設置（推進体制やガイドライン等の研究を実施）
平成16年5月	「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について」（通知）
平成16年8月	「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインについて」（通知）
平成22年3月	「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインについて」の一部改正
平成24年3月	「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」及び「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」通知発出
平成26年4月	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（全部改正）通知発出
平成27年2月	「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」通知発出
平成28年2月	「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」通知発出
平成28年3月	「保育所における第三者評価の実施について」通知発出
平成29年3月	「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」通知発出
平成30年3月	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（全部改正）の一部改正 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」通知発出
平成30年9月	「救護施設における第三者評価の実施について」通知発出
令和元年11月	「民間あせせん機関の第三者評価基準について」通知発出
令和2年3月	「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正
令和2年4月	「保育所における第三者評価の実施について」通知発出
令和2年9月	「児童館における第三者評価基準ガイドラインの全部改正について」通知発出
令和3年3月	「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」通知発出
令和4年3月	全社協が「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会報告書」をとりまとめる
令和4年3月	「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」通知発出

1 第三者評価の意義

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公平・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

2 第三者評価の目的

- 社会福祉法第78条第1項の趣旨を踏まえ、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするもの
- 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること

3

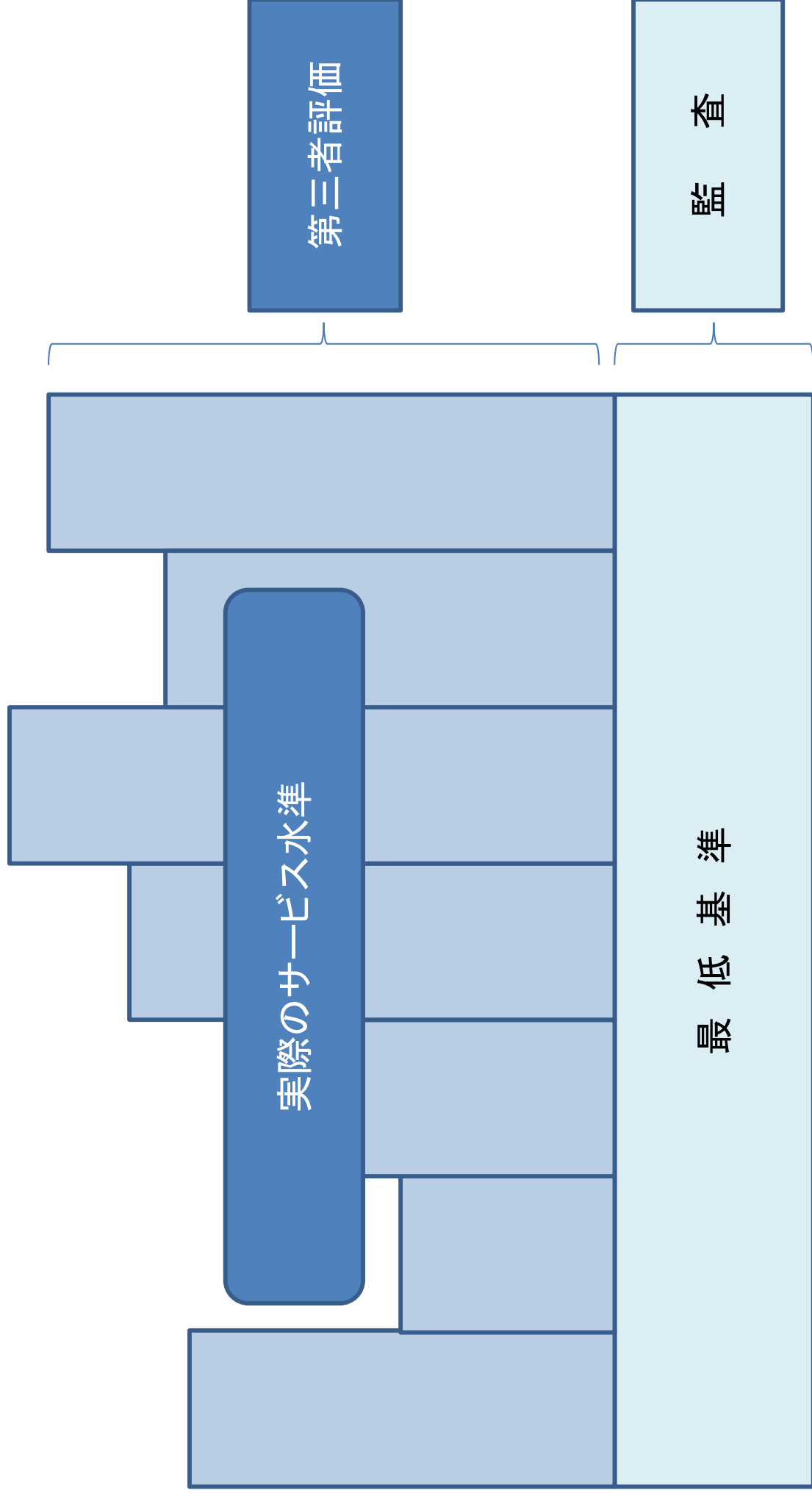
【参照】社会福祉法

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するた
めに、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努
めなければならない

第三者評価事業と最低基準及び監査との関係



出典：「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」（平成13年3月23日福祉サービスに関する検討会）

各分野における第三者評価事業の位置づけ

	高齢者・介護	障害者・児	保育所	社会的養護
受審	任意 ※地域密着型サービスは外部評価受審が義務化	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の施行に伴い努力義務強化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する基準」
受審率目標等	高年齢福祉サービス全体の数値目標に加えて、養護老人ホームや特養等のサービス区分ごとの数値目標を設定する	障害福祉サービス全体の数値目標に加えて、サービス区分ごとの数値目標を設定する	平成27年度～31年度末までの5年間ですべての事業者で受審・公表を行うことを目標とする (日本再興戦略2015)	全施設 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設)
費用の補助	無	無	5年に1度の受審が可能となるよう受審料の半額程度を公定価格の加算(上限15万円)として補助	3年に1回に限り、31万4千円を上限に措置費の第三者評価受審費加算を算定できる
昨今の動き	「規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)」で、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受け通知発出	・左記の高年齢分野での対応に即して同様の通知を発出 ・令和3年度報酬改定において、就労継続支援A型の基本報酬にスコア方式が導入。スコア評価の1つとして「前年度末日から過去3年以内の第三者評価の受審状況」が盛り込まれる	保育所における自己評価ガイドライン改訂(令和2年3月)	第3期受審期の1年延長(新型コロナウイルスへの対応) 第4期(令和4年度～)にあたり評価基準が改定
情報公表制度等	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関する項目についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表(平成30年9月から)	各都道府県知事は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容、当該施設等の運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の自己評価結果を公表しなければならぬ

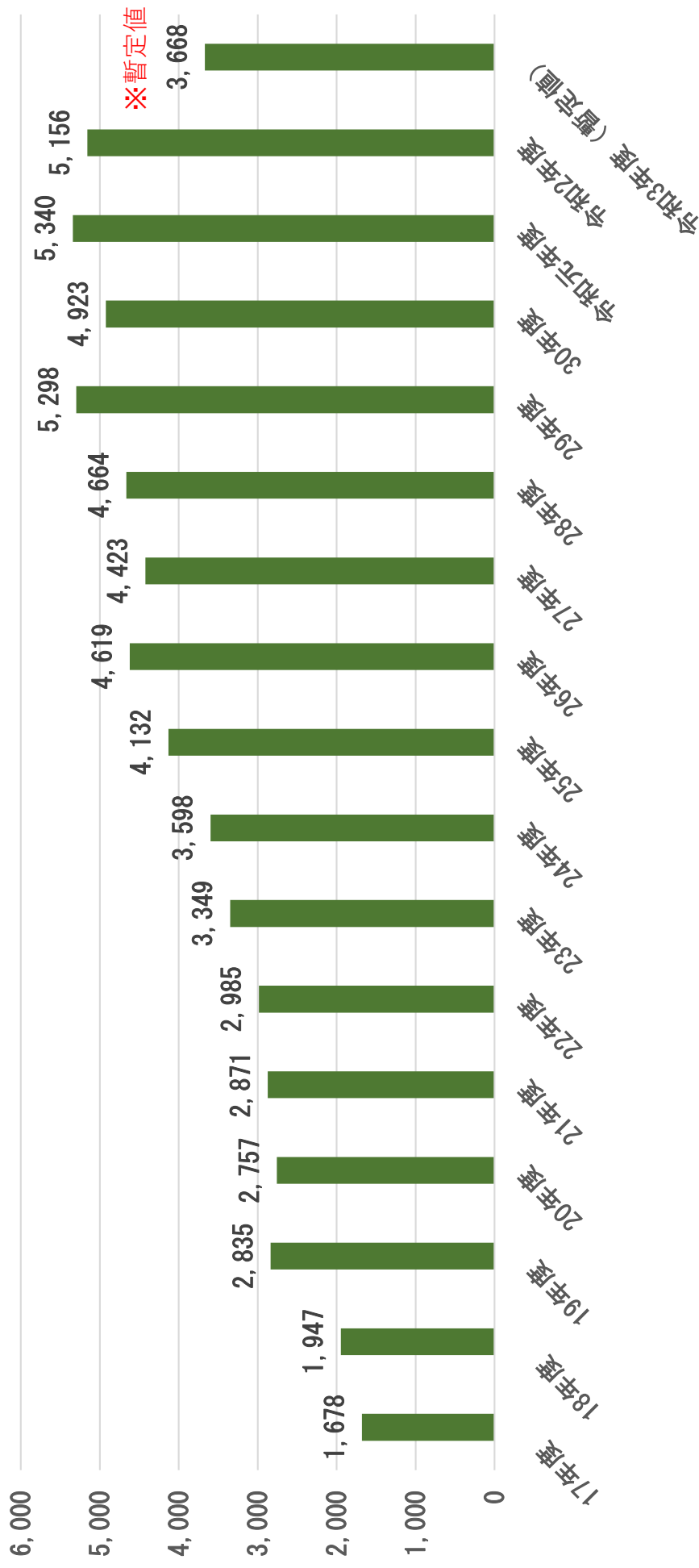
各分野の評価基準ガイドライン策定状況

分野	事業種別	策定・改定期期
高齢者	特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護	平成25年3月通知 →平成29年3月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	平成29年3月通知 ⇒令和2年3月31日通知（改定）
障害児者	障害者・児施設	平成17年3月通知 →平成29年2月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
	保育所	平成17年5月通知 →平成23年3月通知（改定） →平成28年3月通知（改定） ⇒令和2年4月1日通知（改定）
子ども・子育て	児童館	平成18年8月通知 ⇒令和2年9月3日（改定）
	放課後児童クラブ	令和3年3月29日通知
社会的養護関係施設	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	平成17年3月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） ⇒令和4年3月23日通知（改定）
	児童心理治療施設、児童自立支援施設	平成19年6月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） ⇒令和4年3月23日通知（改定）
	小規模住居型児童養育事業	平成22年3月通知
	児童自立生活援助事業	平成22年3月通知 ⇒令和4年3月23日通知（改定）
厚生事業	婦人保護施設	平成18年6月通知
	救護施設	平成30年9月20日通知

2. 令和3年度の受審状況

令和3年度の受審数（暫定値）：3,668件

受審数の推移



主な施設・サービス別受審数（令和3年度）

	受審数	全国施設数	受審率
特別養護老人ホーム	269	8,306	3.24%
保育所	1,168	23,896	4.89%
障害者施設（生活介護）	94	8,637	1.09%
障害者施設（就労継続支援A・B型）	159	17,284	0.92%
救護施設	15	183	8.2%

「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」について

目的

- 2001(平成13)年に創設された福祉サービス第三者評価事業は、創設から20年以上が経過し、さまざまな課題が顕在化している。
- 課題は、次の5つに分類される。①事業の目的・意義と現行の運用の乖離、②社会福祉施設・事業者数の増加に反して受審率が低下、③事業を推進する都道府県において機能低下・体制縮小等の脆弱化が見られる、④評価機関が第三者評価事業を安定的に運営できる仕組みとなっていない、⑤評価結果の公表が利用者のサービス選択に資するようない、⑥評価結果の公表が重要なことではない。
- 事業存続のためには、これらの課題を整理し改善していくことが重要との考えの下、全国社会福祉協議会において「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」が設置された。

検討会

【主催】全国社会福祉協議会

【委員】(敬称略)

柏女 霊峰 (淑徳大学教授) ◎座長
関川 芳孝 (大阪府立大学教授)
新津 ふみ子 (全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会代表)
柴崎 順三 (全国乳児福祉協議会副会長)
湯川 智美 (全国社会福祉法人経営者協議会 研修委員長)
久木元 司 (社会福祉法人常磐会 理事長)
右京 昌久 (岩手県社会福祉協議会運営適正化委員会 事務局長)
鈴木 広幸 (愛知県社会福祉協議会福祉サービス利用支援センター所長)
笹尾 勝 (全国社会福祉協議会常務理事)

【検討経過】

2021(令和3)年8月10日 第1回 検討会
(福祉サービス第三者評価事業の現状と課題)
10月6日 第2回(福祉サービス第三者評価事業の
今後に向けた検討課題(論点))
11月2日 第3回(今後に向けた検討課題(論点))
12月10日 第4回(他分野第三者評価についてピア
リング)
12月27日 第5回(報告書(案)について)
2022(令和4)年1月25日 第6回(報告書(案)について)
2月21日 第7回(報告書(案)について)

報告書概要

7回の検討会を経てまとめられた報告書では、検討すべき事項として以下の課題が整理された。

1. 福祉サービス第三者評価事業の意義・目的の再整理
① 「利用者の選択」、「利用者の権利実現」、「福祉サービスの質の向上」の3つの目的について検討することが必要
② 行政措置的な色合いが強い社会的養護関連施設等に対する「第三者評価」と「福祉サービス第三者評価事業」との関係を整理することが必要
2. 「ナショナルセンター(仮称)」の設置に向けた検討
都道府県推進組織について、都道府県間で体制の格差が著しいことから、体制が脆弱な県に代わって第三者評価事業を推進できるよう「ナショナルセンター(仮称)」の設置について検討する必要がある。
3. 評価機関を存続させるためのビジネスモデルの検討
標準的な受審料や評価調査者が継続して評価を行うことが可能にするためのビジネスモデルを検討する必要がある。
4. 社会福祉施設・事業者の選択による評価の仕組みの導入に関する検討
評価基準を選択して受審できるような仕組みの検討が必要
5. 利用者の選択に資するための公表への改善
社会福祉施設等の現状や特性、サービス等の改善等評価内容について、利用者にわかりやすい公表方法の検討が必要

宮崎県のこれまでの受審実績等について

1 受審数実績

分野	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4※	総計
高齢者	0	0	0	1	0	0	3	2	0	3	2	0	0	1	12
障がい者	2	0	2	2	1	2	1	1	1	1	0	2	2	4	21
児童	0	1	2	2	0	2	2	0	2	6	4	0	0	0	21
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
総計	2	1	4	5	1	4	6	3	3	11	6	2	2	5	55

※R4の実績数は見込。

(参考) 社会的養護関係施設の受審状況 (対象施設数 20)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4※
0	6	10	2	2	9	3	3	3	3	3

※R4の実績数は見込。

2 評価機関

(1) 概要

名称	所在地	評価件数 (H21～)	調査者数 (R5.1.1時点)
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 (R4年度撤退)	宮崎市	23	0
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	宮崎市	19	25
NPOみやざき保健福祉 サービス評価機構	延岡市	13	10
計		55	35

※県社協の撤退に伴い、調査者3名が所属先なしとなっているが、今後、NPO評価機構に所属する予定。

(2) 年度別評価件数

名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4※	計
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 (R4年度撤退)	1	0	0	2	1	2	5	3	0	3	5	1	0	0	23
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	0	0	1	1	0	2	1	0	2	3	1	1	2	5	19
NPOみやざき保健福祉 サービス評価機構	1	1	3	2	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	13
計	2	1	4	5	1	4	6	3	3	11	6	2	2	5	55

※R4の実績数は見込。

1 本県の令和4年度の取組状況

(1) 認定こども園（保育所型、幼保連携型）及び放課後児童クラブの評価

宮崎県福祉サービス第三者評価は、平成30年4月から全国社会福祉協議会が作成する全国版ガイドラインにより評価を行っているが、「認定こども園」についてはガイドラインが策定されていない。

この状況について、全国社会福祉協議会からは「保育所版」のガイドラインを使用して評価するよう説明されていたが、当県では「保育所版」のガイドラインで「認定こども園」の評価が可能かどうか議論があり、これまで評価実績はなかった。

また、「放課後児童クラブ（放課後健全育成事業）」（以下「放課後児童クラブ」という。）については、令和3年3月に全国版ガイドラインが策定されたが、その取扱いについて具体的に議論していなかった

今年度、「認定こども園」と「放課後児童クラブ」の取扱いについて、県内の評価機関と協議を行い、今後は次のとおり取り扱うことを決定した。

・「認定こども園」については、事業所との事前協議の上、「保育所版」のガイドラインを使用して評価を実施する。ただし、「認定こども園」の類型（※1）のうち、「保育所型」と「幼保連携型」のみ評価対象とする。

（※1）認定こども園の類型…「保育所型」「幼保連携型」「幼稚園型」「地方裁量型」

・「放課後児童クラブ」については、全国版ガイドラインを用いて、正式に評価対象として取り扱う。

この協議結果をもとに、令和4年12月27日付けで「認定こども園（保育所型・幼保連携型）」及び「放課後児童クラブ」を評価対象することを評価機関に通知した。

(2) 評価調査者向け研修

ア 評価調査者継続研修（特別養護老人ホームの評価に関する研修）

評価調査者継続研修は、4月に評価調査者に実施したアンケートで要望の多かった「特別養護老人ホーム」の評価について実施した。講師は、昨年度に引き続き、「一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会」に依頼した。なお、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みて、講師はリモートで講義及び事例検討を行った。

① 日時

令和4年10月24日（月）午前9時から午後5時まで

② 会場

宮崎県防災庁舎2階 共用会議室2-1

③ 参加者数

11名

④ 講師

○宮崎県における福祉サービス第三者評価事業の状況

宮崎県福祉保健部 指導監査・援護課 主任主事 新穂卓広

○評価基準の変更点等の理解（特別養護老人ホームを中心）、特別養護老人ホームの評価の実際

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 田崎 基 氏

イ 養成研修（保育所の評価に関する研修）

評価調査者養成研修は、施設への聞き取り調査に関する演習が必要なため、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度から実施していなかった。

今年度は、施設への実習をリモートで行うことで、3年ぶりに開催した。講師は、評価調査者継続研修と同様、「一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会」に依頼した。

① 日時

令和4年10月25日（火）午前9時から午後5時まで

令和4年10月26日（水）午前9時から午後5時まで

② 会場

宮崎県防災庁舎2階 共用会議室2-1

③ 参加者数

6名（うち1名は2日目の実習のみ参加）

④ 講師

○書面（事前）審査の着眼点、訪問調査の着眼点、訪問調査実習

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 右京 昌久 氏

⑤ 実習先

社会福祉法人つくしんぼ福祉会 ととろ保育園

※ Microsoft Teamsを利用してリモートで実施

(3) 施設向け啓発等

ア 法人指導監査及び施設監査時の受審啓発

4月に第三者評価に関する研修を指導監査・援護課内で実施し、昨年度に引き続き、法人指導監査及び施設監査時の制度周知及び受審啓発に努めた。

イ 事業所へ周知依頼

県関係課に対し第三者評価啓発チラシを送付し、所管する福祉事業所へ制度の周知を依頼した。

ウ 社会福祉法人向け啓発研修

社会福祉法人を対象に受審啓発研修を実施した。

① 日時

令和4年12月13日（火）午後2時から午後3時半まで

② 開催方式

Microsoft Teams を利用した WEB 配信

③ 参加者数

43名（うち行政関係者5名）

④ 講師

○制度概要及び宮崎県の状況

宮崎県福祉保健部 指導監査・援護課 主任主事 新穂卓広

○第三者評価受審の実際について

一般社団法人宮崎県社会福祉士会 宇都宮 美穂子 氏

○第三者評価受審の取組について

社会福祉法人善仁会 高橋 幸司 氏

社会福祉法人晴陽会 樋口 雅巳 氏

2 令和4年度の本県の動向

(1) 評価機関の動向

ア (福) 宮崎県社会福祉協議会の撤退

(福) 宮崎県社会福祉協議会から令和3年3月に第三者評価事業を撤退する意向が示された後、令和4年3月15日の理事会において関係する規程の改正（削除）が決議され、撤退が決定した。その後、令和4年5月12日に評価機関廃止届が提出され、正式に撤退した。

現在、本県では2つの評価機関が認証を受け、第三者評価を実施している。

認証番号	評価機関名	認証期間
08-02	(特非) みやざき保健・福祉サービス評価機構	R3.2.24 ~ R6.2.23
09-01	(一社) 宮崎県社会福祉士会	R4.4.1 ~ R8.3.31

イ 評価機関の公募

昨年度の推進委員会において、新規の評価機関を公募する計画を御審議いただいたが、「現在の受審件数から数件増加した場合でも、現在の2評価機関で対応可能なことが確認できたこと」及び「受審件数が大幅に増加した場合は、事務局等の体制を強化して対応する宮崎県社会福祉士会の意向が確認できたこと」から、公募は実施していない。

資料 3

県要領の一部改正案 について

県要領の一部改正案について

1 改正理由

(1) 関係様式の押印欄削除

行政手続における押印については、内閣府作成の「地方公共団体における押印見直しマニュアル」及び県人事課行政改革推進室作成の「本県における押印見直しの考え方」により、「法律・条例等に押印を求める根拠がないものは、押印を求めない。」とされていることを踏まえ、福祉サービス第三者評価の関係様式についても、押印欄を削除することとしたい。

(2) 関係様式の性別記載欄削除

県人権同和対策課作成の「公文書における性別記載欄の見直し方針」により、「性別の記入を求める申請書」に「性別情報を必要とする合理的理由」が存在しない場合は、「性別記載欄を削除すること」とされたことに伴い、福祉サービス第三者評価の関係様式における性別記載欄を削除することとしたい。

(3) 関係様式の元号の記載削除

関係様式の一部に「平成」の記載が残存しているため、様式から「平成」の記載を削除し、元号（令和）の記載は行わないこととしたい。

2 改正案

別添新旧対照表のとおり

宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領の一部改正案 新旧対照表

改正前	改正後																
<p>(認証様式第1号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>申請者所在地 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>法人名</p> <p>代表者氏名 <u>印</u></p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第3条の規定により、福祉サービス第三者評価機関として認証を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>1～2 [略]</p> <p>(別添様式1)</p> <p>法人（第三者評価機関）役員名簿</p> <p>法人名（評価機関名）：<u>平成</u> 年 月 日現在</p> <table border="1" data-bbox="1270 1522 1430 2807"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>役職名</th> <th>現職</th> <th>所属する施設・事業所の有無 有の場合は（ ）に名称を記入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下、略]</p> <p>(別添様式2)</p> <p>第三者評価事業運営に関する誓約書</p> <p>当法人は、宮崎県福祉サービス第三者評価事業推進要綱及びこれに基づく要領等の規程に従い、評価機関として誠実かつ公正・中立に福祉サービス第三者評価事業を実施するとともに、同事業に関する県の調査及び指導等に協力することを誓います。</p> <p>なお、当法人は、宮崎県が定める宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第2条（2）に規定する福祉サービ</p>	氏名	役職名	現職	所属する施設・事業所の有無 有の場合は（ ）に名称を記入	1				<p>(認証様式第1号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>申請者所在地</p> <p>法人名</p> <p>代表者氏名</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第3条の規定により、福祉サービス第三者評価機関として認証を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>1～2 [略]</p> <p>(別添様式1)</p> <p>法人（第三者評価機関）役員名簿</p> <p>法人名（評価機関名）：</p> <table border="1" data-bbox="1270 198 1430 1486"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>役職名</th> <th>現職</th> <th>所属する施設・事業所の有無 有の場合は（ ）に名称を記入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下、略]</p> <p>(別添様式2)</p> <p>第三者評価事業運営に関する誓約書</p> <p>当法人は、宮崎県福祉サービス第三者評価事業推進要綱及びこれに基づく要領等の規程に従い、評価機関として誠実かつ公正・中立に福祉サービス第三者評価事業を実施するとともに、同事業に関する県の調査及び指導等に協力することを誓います。</p> <p>なお、当法人は、宮崎県が定める宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第2条（2）に規定する福祉サービ</p>	氏名	役職名	現職	所属する施設・事業所の有無 有の場合は（ ）に名称を記入	1			
氏名	役職名	現職	所属する施設・事業所の有無 有の場合は（ ）に名称を記入														
1																	
氏名	役職名	現職	所属する施設・事業所の有無 有の場合は（ ）に名称を記入														
1																	

<p>(認証様式第3号)</p> <p>様</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関不認証通知書</p> <p><u>平成</u> 年 月 日付で申請のありました福祉サービス第三者評価機関については、貴法人を不認証としましたので、宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第4条第3項の規定により通知します。</p> <p>記</p> <p>〔不認証の理由〕</p> <p>(認証様式第4号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>所在地 法人名 (評価機関名) 代表者名</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第7条第1項の規定により、下記のとおり認証内容に変更があったので、届け出ます。</p> <p>〔以下、略〕</p> <p>(認証様式第5号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関廃止届</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>所在地</p>	<p>文書番号</p> <p><u>平成</u> 年 月 日</p> <p>宮崎県知事 印</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関不認証通知書</p> <p>年 月 日付で申請のありました福祉サービス第三者評価機関については、貴法人を不認証としましたので、宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第4条第3項の規定により通知します。</p> <p>記</p> <p>〔不認証の理由〕</p> <p>(認証様式第4号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>所在地 法人名 (評価機関名) 代表者名</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第7条第1項の規定により、下記のとおり認証内容に変更があったので、届け出ます。</p> <p>〔以下、略〕</p> <p>(認証様式第5号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関廃止届</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>所在地</p>
---	---

<p>(認証様式第3号)</p> <p>様</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関不認証通知書</p> <p>年 月 日付で申請のありました福祉サービス第三者評価機関については、貴法人を不認証としましたので、宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第4条第3項の規定により通知します。</p> <p>記</p> <p>〔不認証の理由〕</p> <p>(認証様式第4号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>所在地 法人名 (評価機関名) 代表者名</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第7条第1項の規定により、下記のとおり認証内容に変更があったので、届け出ます。</p> <p>〔以下、略〕</p> <p>(認証様式第5号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関廃止届</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>所在地</p>	<p>文書番号</p> <p>年 月 日</p> <p>宮崎県知事 印</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関不認証通知書</p> <p>年 月 日付で申請のありました福祉サービス第三者評価機関については、貴法人を不認証としましたので、宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第4条第3項の規定により通知します。</p> <p>記</p> <p>〔不認証の理由〕</p> <p>(認証様式第4号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>所在地 法人名 (評価機関名) 代表者名</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第7条第1項の規定により、下記のとおり認証内容に変更があったので、届け出ます。</p> <p>〔以下、略〕</p> <p>(認証様式第5号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関廃止届</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>所在地</p>
---	---

宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載要領の一部改正案 新旧対照表

改正前	改正後																												
<p>(名簿様式第2号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>評価機関名</p> <p>代表者名 <u>印</u></p> <p>年 月 日</p> <p>当評価機関に所属する次の者について、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿への登載を申請します。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(名簿様式第2号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>評価機関名</p> <p>代表者名</p> <p>年 月 日</p> <p>当評価機関に所属する次の者について、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿への登載を申請します。</p> <p>[以下、略]</p>																												
<p>別添様式</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関所属申請書</p> <p>(評価機関の長) 殿</p> <p>氏名 <u>印</u></p> <p>私は宮崎県福祉サービス第三者評価者として評価業務を行うにあたり、貴評価機関への所属を申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1222 1537 1377 2792"> <tr> <td>ふりがな</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日生</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>性別 <u>男</u> ・ <u>女</u></td> </tr> </table> <p>[以下、略]</p>	ふりがな				氏名				生年月日	年	月	日生				性別 <u>男</u> ・ <u>女</u>	<p>別添様式</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価機関所属申請書</p> <p>(評価機関の長) 殿</p> <p>氏名</p> <p>私は宮崎県福祉サービス第三者評価者として評価業務を行うにあたり、貴評価機関への所属を申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1222 213 1377 1469"> <tr> <td>ふりがな</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日生</td> </tr> </table> <p>[以下、略]</p>	ふりがな				氏名				生年月日	年	月	日生
ふりがな																													
氏名																													
生年月日	年	月	日生																										
			性別 <u>男</u> ・ <u>女</u>																										
ふりがな																													
氏名																													
生年月日	年	月	日生																										
<p>(名簿様式第3号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載事項変更申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>評価調査者名簿登録番号</p> <p>氏 名 <u>印</u></p> <p>年 月 日</p> <p>私は宮崎県福祉サービス第三者評価者登録名簿の登載事項について下記の変更を申請します。</p>	<p>(名簿様式第3号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載事項変更申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>評価調査者名簿登録番号</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日</p> <p>私は宮崎県福祉サービス第三者評価者登録名簿の登載事項について下記の変更を申請します。</p>																												

<p>[略]</p> <p>上記の変更事項に相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>評価機関名 代表者名 印</p> <p>(名簿様式第4号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登録更新申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>評価機関名 代表者名 印</p> <p>当評価機関に所属する評価調査者のうち、年度末に宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿（以下、評価調査者登録名簿）の登録期限が到来する下記の者について、評価調査者登録名簿の登録期間更新を申請します。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(名簿様式第5号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登録期間延長申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>評価機関名 代表者名 印</p> <p>当評価機関に所属する下記の者について、やむを得ない事情により宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿の登録期間中に継続研修を修了することができなかつたため、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登録要領第5条に基づき、登録期間の延長を申請します。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>[略]</p> <p>上記の変更事項に相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>評価機関名 代表者名</p> <p>(名簿様式第4号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登録更新申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>評価機関名 代表者名</p> <p>当評価機関に所属する評価調査者のうち、年度末に宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿（以下、評価調査者登録名簿）の登録期限が到来する下記の者について、評価調査者登録名簿の登録期間更新を申請します。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(名簿様式第5号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登録期間延長申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>評価機関名 代表者名</p> <p>当評価機関に所属する下記の者について、やむを得ない事情により宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿の登録期間中に継続研修を修了することができなかつたため、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登録要領第5条に基づき、登録期間の延長を申請します。</p> <p>[以下、略]</p>
---	--

<p>[略]</p> <p>上記の変更事項に相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>評価機関名 代表者名</p> <p>(名簿様式第4号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登録更新申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>評価機関名 代表者名</p> <p>当評価機関に所属する評価調査者のうち、年度末に宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿（以下、評価調査者登録名簿）の登録期限が到来する下記の者について、評価調査者登録名簿の登録期間更新を申請します。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(名簿様式第5号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登録期間延長申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>評価機関名 代表者名</p> <p>当評価機関に所属する下記の者について、やむを得ない事情により宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿の登録期間中に継続研修を修了することができなかつたため、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登録要領第5条に基づき、登録期間の延長を申請します。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>[略]</p> <p>上記の変更事項に相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>評価機関名 代表者名</p> <p>(名簿様式第4号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登録更新申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>評価機関名 代表者名</p> <p>当評価機関に所属する評価調査者のうち、年度末に宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿（以下、評価調査者登録名簿）の登録期限が到来する下記の者について、評価調査者登録名簿の登録期間更新を申請します。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(名簿様式第5号)</p> <p>宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登録期間延長申請書</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>評価機関名 代表者名</p> <p>当評価機関に所属する下記の者について、やむを得ない事情により宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿の登録期間中に継続研修を修了することができなかつたため、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登録要領第5条に基づき、登録期間の延長を申請します。</p> <p>[以下、略]</p>
--	--

宮崎県福祉サービス第三者評価評価調査者資格証

NO. (西暦年) - 番号

氏名

●評価区分 (組織分野 ・ 福祉分野)

●有効期間 年 月 日まで

上記の者は、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者の資格を有することを証する。

平成 年 月 日 宮崎県知事 〇〇 〇〇 印

(写 真)

氏名

●評価区分 (組織分野 ・ 福祉分野)

●有効期間 年 月 日まで

上記の者は、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者の資格を有することを証する。

年 月 日 宮崎県知事 〇〇 〇〇 印

[以下、略]

[以下、略]

年 月 日

年 月 日

宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿削除申請書

宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿削除申請書

宮崎県知事 殿

宮崎県知事 殿

評価調査者登録番号

評価調査者登録番号

氏 名

氏 名

私は宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載要領第8条に基づき、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿からの削除を申請します。

私は宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載要領第8条に基づき、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿からの削除を申請します。

※評価調査者資格証を添付してください。

※評価調査者資格証を添付してください。

資料 4

令和 5 年度の取組案 について

令和 5 年度 of 取組案について

1 取組の方針

国の施策及び現状を踏まえると、受審件数の急激な伸びを期待することは難しいが、今後、提言をもとに国のこども家庭庁の創設により、児童分野において第三者評価のさらなる活用が議論される可能性もある。

そのため、評価体制の維持・強化を図るため、引き続き評価調査者向けに充実した研修会を開催するほか更なる制度の普及啓発に取り組む。

2 取組の概要案

① 評価調査者等の養成・継続研修

【対象】

評価調査者（及び候補者）等

【取組】

評価調査者（及び候補者）等向けの研修を本県独自に開催。

評価技術向上と受審希望施設の増加に対応できる調査者の確保を目的とする。

○養成研修：1回開催

○継続研修：1回開催

② 普及啓発

【対象】

各事業所

【取組案】

○受審証の発行及び県ホームページへの公表

○法人指導監査及び施設監査における制度啓発

○制度に関するチラシの配布

○受審施設紹介パンフレットの作成

○事業所向け受審啓発研修の開催

○みやざき犬による受審証の交付

3 予算

令和 4 年度と同程度を要求する（全額一般財源）

4 事業効果

福祉サービスの質を評価する「第三者評価制度」の受審促進及び情報公開を通じて、利用者の選択に資するとともに、事業所における福祉サービスの質の向上を図る。

資料 5

任期満了に伴う委員改選 について

任期満了に伴う委員改選について

本委員会の現在の委員の任期は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっている。

次期委員については、本委員会終了後、各委員の所属機関等に推薦の依頼を行う。

なお、次期委員の任期は 3 年とし、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなる。